

代表委員会事務局規程等の一部を改正する規程（案）

（代表委員会事務局規程の一部改正）

第一条 代表委員会事務局規程の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 会計（第二十五条－第二十八条）」を

「第六章 会計（第二十五条－第二十八条）

第七章 雜則（第二十九条）」に改める。

第十五条第二項中オ号をカ号とし、エ号をオ号とし、ウ号の次に次の一号を加える。

（エ） 代表委員会副議長

第二十八条の次に次の二章を加える。

第七章 雜則

（校内放送設備の使用）

第二十九条 事務局員は、特に必要があるとき、校内放送設備を使用することができる。

（代表委員会事務局PC管理規程の一部改正）

第二条 代表委員会事務局PC管理規程の一部を次のように改正する。

第一条中「代表委員会事務局PC管理責任者（以下「PC管理責任者」という。）は、本規程に準拠し」を「この規程は、代表委員会事務局PC管理責任者（以下「PC管理責任者」という。）による」に、「を行わなければならない」を「について定める」に改める。

第八条第二項中「前号クについて、」を削る。

第九条キ号を次のように改める。

（キ） 電気通信回線設備

第十二条の見出しを「（インターネット通信に係る費用）」に改め、同条中「Wi-Fiの使用」を「インターネット通信」に改め、「費用」の下に「（プロバイダ契約料及び回線利用料等を含む。）」を加える。

（代表委員会事務局印刷機管理規程の一部改正）

第三条 代表委員会事務局印刷機管理規程の一部を次のように改正する。

第一条中「代表委員会事務局印刷機管理責任者（以下「印刷機管理責任者」という。）は、この規程に準拠し」を「この規程は、代表委員会事務局印刷機管理責任者（以下「印刷機管理責任者」という。）による」に、「を行わなければならない」を「について定める」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和七年十月九日から施行する。

